

小山内総合法務事務所

Tel:042-773-3823

Mail:osanai.kazue8@gmail.com

ホームページ:

<http://osanai-houmu.com/>



<提供サービス>

- ・遺言書
- ・遺産分割協議書
- ・相続手続き
- ・生前贈与
- ・事業承継
- ・許認可申請
- ・補助金申請
- ・ファイナンシャルプランニング 他

この会報は、お世話になった方々やセミナー参加者にお届けしています。お届け先様からのご相談は初回無料で承っています。



今回のテーマは「残された配偶者の生活基盤を守る」です。

例えば夫が先に死亡し、妻1人と息子1人が相続人となった場合で、現在住んでいる不動産(土地・建物)と預金があったと想定します。不動産の価値が2000万円、預金も2000万円だったとします。妻と息子の法定相続分はそれぞれ2分の1ずつです。とすると、妻はその不動産にそのまま住み続けたいと思うのが普通ですから、不動産は妻が相続し、預金は息子が相続することになります。しかし、ここで問題が起こります。妻には預金が1円も入らないことになり、その後の生活に大きな不安を抱えてしまいます。

このような問題に対処するために、2020年の改正民法施行により認められたのが配偶者居住権というものです。配偶者居住権は、相続が発生した際に、亡くなった人(被相続人)の配偶者が一定期間または生涯にわたりその住居に住み続けられるようにする権利です。これにより、配偶者は配偶者居住権を取得し、息子は配偶者居住権の負担の付いた所有権を取得します。配偶者居住権の価値は所有権全体の一部(例えば500万円)ですから、配偶者は差分の預金も取得することができ、その後の生活の不安が解消されます。

配偶者居住権は、遺言や遺産分割協議で設定することができます。また、登記を行うことにより、配偶者居住権を第三者に対抗することができるようになります。「第三者に対抗できる」というのは、例えば息子が家屋を他人に売却してしまった場合においても、妻は自分に配偶者居住権があることを主張して、そのまま住み続けることができるという意味です。

配偶者居住権をわかりやすく図に示すと下図のようになります。家の所有者の方は、残される配偶者のことを思って遺言書でしっかりと意思表示しておくことを検討してみてもいいでしょう。

